

富山県LPガス料金負担軽減支援事業費（第4回事業）助成金交付要綱

（通則）

第1条 富山県LPガス料金負担軽減支援事業費（第4回事業）助成金（以下「助成金」という。）の交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 「一般消費者等」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者からLPガスを燃料として供給を受け、その消費の態様が生活の用に供する場合に類似している者をいう。いずれも富山県内に住所を有する者であって、国又は地方公共団体により管理等が行われている施設及びLPガスの工業的な利用者を含まない。

2 「LPガスの販売事業者」とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者であって、一般消費者等にLPガスを販売する者をいう。

3 「LPガス料金負担軽減支援事業（第4回事業）」とは、一般消費者等のLPガス料金負担の軽減を図るため、一般消費者等を対象に、県が指定する値引き額（上限600円/月（消費税額等抜き））により、各一般消費者等の令和7年9月分の値引きを行ったLPガスの販売事業者に対して、その値引きに要する経費を助成する事業をいう。

（趣旨）

第3条 知事は、LPガスの販売事業者が一般消費者等のLPガス料金負担軽減のために行うLPガス料金値引きに要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 前項の助成金交付事務は、一般社団法人富山県エルピーガス協会（以下「協会」という。）の会長（以下「会長」という。）が行うこととする。

3 協会は、助成金交付事務を行うにあたり、手続き等の窓口となる助成金事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

（助成対象者）

第4条 助成対象者は、第2条第2項に定めるLPガスの販売事業者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。

(1) 取締役等（個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員）が暴力団員によ

- る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
- (3) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
- (4) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (5) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (6) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (8) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (9) 助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

（助成事業及び助成率）

第5条 会長は、L Pガスの販売事業者が行うL Pガス料金の値引きに要する経費に対して、富山県L Pガス料金負担軽減支援事業費補助金実施要領に基づき富山県から受けた交付決定額の範囲内で助成金を交付する。

2 助成事業及び助成率は次表のとおりとする。

助成事業		助成率
内 容	助成対象額	
L Pガス料金の値引きを行うL Pガスの販売事業者に対する助成	<p>(1) 及び(2)の計を予算の範囲内で助成する。</p> <p>(1) L Pガス利用料金値引き原資 富山県が指定する値引き額(上限 600 円/月 (消費税等抜き) による一般消費者等のL Pガス料金の令和7年9月分への値引き実施に対する下記の額 助成額：上限 600 円/月×一般消費者等数</p> <p>(2) 事業実施のための経費 助成額：(基本分) 5,000 円 (件数分) 100 円×一般消費者等数 ただし、4,000 件を超える契約分は、 50 円×一般消費者等数</p>	10/10

(助成金の交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成事業者」という。）は、前条第2項に定める助成事業が完了したときは、別に定める期日までに、交付申請兼実績報告書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 前項の助成金の交付の申請をするにあたっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 会長は、前条第1項に規定する交付申請兼実績報告書の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果を調査し、これを正当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対して通知するものとする。

2 なお、帳簿類の調査ができない場合等、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該助成事業に係る金額は助成の対象とならない。

(助成金の交付の条件)

第8条 会長は、交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、助成事業者に対して助成事業に要する経費の使用方法に関して条件を付すものとする。

(債権譲渡の禁止)

第9条 助成事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(助成事業の遅延等)

第10条 助成事業が指定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は会長に報告し、会長の指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(助成事業の遂行)

第 12 条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途へ使用してはならない。

(助成金の支払い)

第 13 条 会長は、第 7 条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に支払うものとする。

(助成金の請求)

第 14 条 助成事業者は、前条の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、会長が定める精算払請求書(様式第 2 号)により会長に助成金の支払い請求を行うものとする。

(立入検査等)

第 15 条 会長は、助成事業の適正化を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又は、助成事業者の事務所、事業者等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し)

第 16 条 会長は、助成事業者が助成金を他の用途へ使用する等その助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 会長は、助成事業者が第 4 条第 2 項の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付決定の全部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第 17 条 会長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 会長は、第 1 項の規定により助成事業者に対し助成金の返還を命じたときは、当該命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。

3 会長は、第 1 項又は第 2 項の規定により助成事業者に対し助成金の返還を命じた場合において、返還すべき助成金及び前項の加算金の全部又は一部が納付されなかったとき

は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。

(助成金の経理等)

第 18 条 助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を他の経理と明確に区分して整備し、事業年度終了後 5 年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第 19 条 助成事業者は、助成事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、助成事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 助成事業者は、助成事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。助成事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も助成事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は助成事業の完了後(廃上の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(誓約事項及び同意事項)

第 20 条 助成事業者は、別記 1～2 について助成金の交付申請兼実績報告書の提出前に確認しなければならず、交付申請兼実績報告書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、会長が別に定める。

2 会長は、助成事業者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。

別記 1

不正な助成金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、助成金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1)当事業所は、会長の求めに応じ、適切なLPガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2)当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な助成金申請に該当する可能性がある場合、その調査が完了するまで当該助成金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3)当事業所は、上記に該当する他、不正な助成金申請及び受給が発生しないよう、県及び会長の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4)当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条文に規定するものをいう。)に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ①助成金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ②支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③価格について、助成金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上

別記 2

LPガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、助成事業への応募及び助成金の交付の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

会長は、本助成事業の実施に必要な範囲で、LPガスの販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、会長は、LPガスの販売事業者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、会長の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、会長及び富山県は、LPガスの販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上